

平成23年度
財団法人 堺市都市整備公社
まちづくり活動支援事業
応募のご案内



「堺のまちのために何かできることをしたい。」
「堺のまちを何とかええ街にしたい。」
という思いを少しだけ応援します。



まちづくり活動支援事業とは

堺市内において、市民のみなさんが主体的に取り組むまちづくり活動やまちづくりに関する調査・学習活動等を支援するために財団法人堺市都市整備公社が創設した制度です。活動に要する費用の一部を助成するもので、2つの部門があります。

なお、今年度から、対象となるテーマは、「都市魅力の発見と向上、都市環境の整備改善、都市機能の向上をめざすなどのまちづくり活動」と一部変更しています。

まちづくり活動 はじまり部門

まちづくり活動に意欲を持ち、これから仲間とともに、積極的に取り組もうとしている団体に助成します。

まちづくり活動 つながり部門

「はじまり部門」の助成を受けた団体が対象となります。
引き続き、主体的、積極的に取り組み、提案の作成や仲間づくり、担い手の育成など、まちづくり活動のさらなる発展が期待できる団体に助成します。

【事前相談期間】

事前予約制

電話相談は随時受付します。

平成23年5月2日(月)～5月13日(金)

午前10時～午後4時

土日祝は休みです。

【応募受付期間】

直接持参のみの受付です。

事前に受付時間を電話連絡で予約し、内容の説明をできる方がお越し下さい。

平成23年5月16日(月)～5月27日(金)

午前10時～午後5時

土日祝は休みです。

5月25日(水)のみ、午後8時迄受付します。

助成事業

(1) 募集内容

助成コース	まちづくり活動 はじまり部門	まちづくり活動 つながり部門
対象となる団体	<p>以下の2つの要件を満たしている団体とします。</p> <p>これからまちづくりの第一歩を踏み出そうとしている団体、あるいは活動を始めているが、まだ定着していない活動団体</p> <p>原則として、3人以上(うち1/3以上かつ2名以上が堺市在住、在勤、在学するものであること。)</p>	<p>以下の2つの要件を満たしている団体とします。</p> <p>「はじまり部門」の助成を受けた団体で、継続的、積極的に活動している団体</p> <p>原則として、10人以上(うち1/3以上が堺市在住、在勤、在学するものであること。)</p> <p>但し、活動に成果があったと認められた場合は、この人数に限らず、10人以下でも可能とします。</p>
テーマ・対象となる取り組み	<p>ただし、以下にあてはまる団体は除きます。</p> <p>平成23年度に、堺市からの助成を受ける、または受ける予定の団体は除きます。(重複していた場合、助成金は返還となりますので、ご注意願います。)</p> <p>NPO法人は対象になりません。</p> <p>既に組織化されている団体は対象とならない場合があります。(過去、堺市及び民間など他の助成を3回若しくは3年度分受けたことがある団体、また、自治会として活動している団体など)</p> <p>営利を目的とする活動、宗教活動、政治活動及び選挙に関する活動は応募できません。</p> <p>なお、活動報告等の遅滞又は不提出、活動報告会を欠席した団体は、原則として、今後申請できません。</p> <p>都市魅力の発見と向上、都市環境の整備改善、都市機能の向上をめざすまちづくりをテーマとし、下記の取り組みなどとする。</p> <p>魅力的な街並みづくりにつながる取り組み</p> <p>住みよい地域づくりにつながる取り組み</p> <p>安心・安全なまちづくりにつながる取り組み</p> <p>既存公共施設などを活用し、賑わいの創出につながる取り組み</p> <p>7ページ「活動の参考例」をご参照ください。</p>	
対象となる活動	<p>上に掲げたまちづくりのテーマを目標とする勉強会、見学会、情報収集、活動の準備及び試行・実施に要する活動を対象とする。</p>	<p>上に掲げたまちづくりのテーマを目的とし、市民が主体となって取り組むための提案作成、調査・研究、情報発信及び協力者・担い手の拡大のための仲間づくりなど活動の輪を広げていく活動を対象とする。</p>
<p>ただし、平成21年度、22年度「はじまり部門」の助成を受けた団体は、再度、従来テーマでの「はじまり部門」への応募は可能ですが、「つながり部門」へ移行し、応募する場合は、上に掲げるテーマ・対象となる取り組みでの応募に限ります。</p>		
<p>その他、テーマや活動について、ご不明な点をご相談ください。</p>		

助成コース	まちづくり活動 はじまり部門	まちづくり活動 つながり部門
助成期間	・平成23年4月1日～平成24年3月31日までに行われる活動を対象とします。 ・翌年度以降の継続は可能ですが、助成金の交付はその年度のみとなりますので、次年度以降は改めて応募してもらう必要があります。	
助成金額	1年度につき1団体上限5万円の助成金を、3年度を限度に交付します。 交付決定後1ヶ月以内に交付し、年度末に精算します。	1年度につき1団体上限20万円の助成金を、3年度を限度に交付します。 交付決定後1ヶ月以内に交付し、年度末に精算します。
助成対象となる経費	活動を行うために必要な以下の経費 会議費（会議で必要とされるお茶代等で2,500円迄とする。） 印刷費（印刷、コピー、現像代等） 通信運搬費（郵便や宅急便代等） 消耗品費（コピー紙、インク、文房具等） 賃借料（会議室や会場を借りる時の賃料等） 謝礼金（講師や専門家の援助に対する謝礼等） その他公社との協議により認められた経費	活動を行うために必要な以下の経費 会議費（会議で必要とされるお茶代等で、10,000円迄とする。） 印刷費（印刷、コピー、現像代等） 通信運搬費（郵便や宅急便代等） 消耗品費（コピー紙、インク、文房具等） 賃借料（会議室や会場を借りる時の賃料等） 謝礼金（講師や専門家の援助に対する謝礼等） 交通費（活動を行うのに必要とされるもの） その他公社との協議により認められた経費
助成対象とされない経費	人件費、交際費、備品購入費、委託費など、その他適当でないと認められた経費には使用できません。	

（2）審査方法

採否のお知らせは、平成23年7月上旬（予定）に応募団体に通知いたします。

まちづくり活動 はじまり部門

審査委員会（学識経験者、行政経験者等）による書類選考で審査し、それを受けて予算の範囲内で決定します。

《審査の重点》

- ・堺市のまちづくりの課題・問題点を踏まえていること。
- ・人と人との交流を大切にし、継続的なまちづくりに発展することが期待できること。
- ・まちづくり活動に意欲を持ち、仲間とともに積極的に取り組もうとしていること。

まちづくり活動 つながり部門

公開選考会で、応募団体が自ら企画内容を発表していただきます。

発表内容を審査委員会（学識経験者、行政経験者等）で審査・選考を行い、その結果を受けて、予算の範囲内で決定します。

「つながり部門」への申請団体であっても、審査結果により、「はじまり部門」で再度、審査対象となる場合があります。

《審査の重点》

- ・堺市のまちづくりの課題・問題点を踏まえていること。
- ・人の交流や連携を大切にし、継続的なまちづくりに発展することが期待できること。
- ・助成を受けることにより、まちづくり活動のさらなる発展が期待できること。
- ・実施体制、予算の積算根拠、事業規模などの観点で、実現性が高い活動提案であること。
- ・創意工夫にあふれる活動で、新しい視点やアイデアがあること。

(3) 助成金の交付

助成金は公社が設置するまちづくり基金の範囲内で交付します。

交付決定後、「まちづくり活動助成金交付申請書」をご提出いただき、「はじまり部門」は一括で、「つながり部門」は、前期、後期、二度に分けて指定口座に入金させていただきます。

口座をお持ちでない団体は、開設してください。

振込後、口座の持ち主が死亡または脱退などで欠けた場合は、速やかに事務局に連絡（厳守）してください。

(4) 活動成果の報告

1年間の活動の終了後には、「活動報告書」「会計報告書（領収書・費用の根拠となる資料を添付）」をご提出いただきます。内容を審査し、助成額を精算します。

助成金の交付期間中、活動内容について途中経過をご提出（必須）いただきます。なお、見学させていただく場合もあります。

助成金の交付を受けた団体については、活動報告会へ必ず出席していただき、活動成果の発表を行っていただきます。（平成24年3月末を予定しています。）

(5) 助成の取り消し

次の場合には、交付決定の一部または全部を取り消し、助成金を返還していただきます。

提出された申請書などの内容が虚偽であったとき

助成金の交付団体が法令などに違反する行為を行ったとき

助成金の交付対象となる活動を実施しないとき、または実施する見込みがないとき

助成金の交付期間中に活動内容について報告を求められたが報告しなかったとき、または活動報告会に出席しなかったとき

活動報告書、領収書等の書類が不備であったとき、または、期限までに提出しなかったとき

(6) 応募方法

「まちづくり活動支援事業申請書」に必要事項をご記入のうえ、(財)堺市都市整備公社までご提出ください。

・事前に受付時間を電話連絡で予約し、書類は直接持参するものとします。

郵送は不可とします。

・受付時に企画内容の確認を行いますので、内容の説明ができる方がお越しくください。

申請書は、(財)堺市都市整備公社のほか、各区役所市政情報コーナーにて配布いたします。また、(財)堺市都市整備公社のホームページから入手することもできます。

申請後、原則として応募する部門や事業内容の変更はできません。

なお、応募の内容や申請書の書き方について、質問や相談を受け付けますので、事前に(財)堺市都市整備公社に電話で予約のうえ、お越しくください。

助成団体へのその他の支援

活動助成団体に対して、助成金の他に以下の支援を行います。

(財)堺市都市整備公社が発行する冊子やホームページ等で、活動内容の紹介や団体の実施するイベント等の告知を行います。

(財)堺市都市整備公社職員による相談に応じます。(事業の進め方、広報の仕方など)

参考となる他のまちづくり活動の情報を提供します。

まちづくり活動の普及促進を図るため、助成金の対象団体、企画内容、交付金額などについては、決定後、(財)堺市都市整備公社ホームページ等で公開します。

(財)堺市都市整備公社が行う「まちづくり活動支援事業」の位置づけ

太枠の中が公社支援事業です

	あなたのまちづくりは	(財)堺市都市整備公社の支援事業	その他の支援
堺のまちづくりに関心を 持ってみたいしょう。	<p>まちづくり活動発意時期</p> <p>まちづくりにこれから取り組む、又は少しだけ取り組んでいる</p>	<p>まちづくり活動はじまり部門</p> <p>3人以上で構成された団体 1年度につき1団体上限5万円の助成金を、3年度を限度に交付します</p> <p>都市魅力の発見と向上、都市環境の整備改善、都市機能の向上をめざすまちづくりを目標とする勉強会、見学会、情報収集、活動の準備及び試行実施に要する活動を対象とする。</p>	<p>(堺市関連)</p> <p>堺市市民活動支援基金 (対象) 市に登録したNPO(特定非営利活動)法人 評価委員会の評価を経て登録 (内容) 市民や企業等の皆様の寄附金で成り立つ、「堺市市民活動支援基金」から市域の公益的な活動へ助成する。寄附者の意向を尊重する形で補助事業の募集を行い、提出された事業計画等を評価委員会で評価のうえ、補助の可否及び金額を決定する。 (担当課: 堺市市民協働課)</p>
自分たちでできることから 行動につづいてみたいしょう。	<p>まちづくりの仲間集め 活動の成長期</p> <p>まちづくりに少しだけ取り組んでいる、又は、活動中!</p>	<p>まちづくり活動つながり部門</p> <p>「はじまり部門」の助成を受けた団体で10人以上で構成された団体(但し、「はじまり部門」の助成を受け、活動に成果があったと認められた場合は、この人数に限らず、10人以下でも可能である。) 1年度につき1団体上限20万円の助成金を、3年度を限度に交付します</p> <p>都市魅力の向上、都市環境の整備改善、都市機能の向上をめざすまちづくりを目的とし、市民が主体となって取り組むための提案作成、調査・研究、情報発信及び協力者・担い手の拡大のための仲間づくりなど活動の輪を広げていく活動を対象とする。</p>	<p>堺市民活動サポートセンター (対象) 草の根のボランティアグループからNPO法人まで利用者登録された団体 (内容) 登録後、活動の事務所拠点の利用、会議室、作業場の貸出など。 (担当課: 社会福祉法人堺市社会福祉協議会)</p> <p>地域福祉活動助成金 (対象) ボランティア活動・市民活動及び地域を基盤とした福祉活動を行う非営利団体 (内容) 堺市内を活動拠点とし、1年間の活動実績がある団体に、1団体1事業又は1備品、20万円を限度とする。 (担当課: 社会福祉法人堺市社会福祉協議会)</p> <p>.....</p> <p>(民間関連)</p> <p>街づくり夢基金 (対象) 近畿2府4県事業及び活動する団体 (内容) 福祉、環境、食と農、コミュニティづくりなど予算の範囲内で助成。但し、1団体当たりの助成は、上限30万円、下限を5万円とする。 (街づくり夢基金: 堺市南区小代 727 生協エスコープ大阪内)</p>
計画の実現に向けて自立した まちづくりに取り組みたいしょう。	<p>地域まちづくりNPO団体など成熟した団体</p> <p>地域で20人以上、又はNPO法人等で活動しているなど</p>		<p>住まいとコミュニティづくり活動助成 (対象) 営利を目的としない民間団体で、住まいとコミュニティづくりに関わる活動に取り組む団体 (内容) 「一般助成」と「特別助成」がある。 (財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団)</p> <p>地域づくり団体等活動支援事業 (対象) 全国協議会に登録している地域づくり団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくり活動 (内容) 事業を実施するために要する経費(謝金、旅費、助成金)を助成する。 (財団法人地域活性化センター)</p> <p>その他国、府など公的及び民間支援など多数あります。</p>

まちづくり活動支援事業 スケジュール(予定)

平成23年度	
4月	
5月	平成23年度助成金交付団体 応募の案内開始 「まちづくり活動 はじまり部門」 「まちづくり活動 つながり部門」 手続きについては、ホームページや「応募のご案内」をご覧ください。 応募についての事前相談受付(5/2~13) 応募の受付(5/16~5/27)
6月	審査委員会において書類審査「まちづくり活動 はじまり部門」 審査委員会において公開審査「まちづくり活動 つながり部門」(6月18日予定)
7月	助成金交付決定通知書送付(7月上旬予定) 1ヶ月以内に助成金交付
8月	
9月	
10月	活動報告(途中経過) 必須
11月	
12月	
平成24年 1月	
2月	
3月	活動報告書・会計報告書提出 必須 活動実績報告会

活動期間は、4月初～翌年3月末の1年間

(経費の使用可能例) 使用用途に関して、ご不明な時はお問い合わせ願います。

会議費	可	参加者のお茶代(但し、1人あたり150円まで)
	可	講師のお茶代、弁当代(講師1名お茶300円、弁当600円迄)
	不可	参加者の弁当代(食事代)
	不可	喫茶店等での話し合いの為のお茶代
印刷費	可	案内チラシのコピーや資料コピー
	可	勉強会、イベント開催のチラシ
	可	ニュースなど作成印刷
	可	写真現像代
	不可	名刺の印刷
通信運搬費	可	案内文書の送付(郵便、宅配便)
	不可	電話料金
消耗品費	可	チラシやニュース、資料作成の為の用紙購入
	可	チラシやニュース、資料作成の為のインクやマーカーなどの消耗品や文房具
	不可	机、イス、パソコンなど1品1万円以上の消耗品、消耗備品
	不可	印鑑、実印など
賃借料	可	会議室借り上げ料
	可	什器備品1万円以内の借り上げ(プロジェクター、マイク等)
	不可	事務所の賃料
謝礼金	可	会議や活動を広げるための勉強会などへの講師謝礼(公社の目安:教授クラス23,000円、准教授クラス17,000円、助手・その他など11,000円) ただし、「はじまり部門」は、助成金額の1/3以下とする。
	不可	視察に行った時の相手方へのお土産
交通費	可	まちづくりの見学や講座などに参加するために必要な交通費(日帰り) ただし、「はじまり部門」は、審査委員会の結果により、認められた場合のみ
その他	可	・施設見学に係る入場料など
	不可	・光熱水料費
	不可	・提案書作成などの委託費
	不可	・活動に係る人件費

(活動の参考例) 多くの団体が、自主的に楽しく、堺のまちづくりに取り組んでいます。その一部の声を届けます。

<p>対象となる取り組み</p>	<p>私たちはこんな活動をしています。 (平成21年、22年助成団体の声)</p>
<p>魅力的な街並みづくりにつながる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の建造物を生かした景観の保全・育成活動 ・公共及び市街地の緑の保全、緑化の促進をめざす活動 ・海、川、池などの親水空間の景観の保全活動 ・地域を花いっぱいにし、まちの魅力を高める活動 ・美しい道づくり、街並みの調和などを考える活動 <p>など</p>	<p>ナヤ・ミュージアムの会</p>  <p>堺市でも数少ない田園風景の残る陶器北での歴史的及び自然景観の保全と活用を図り、ひとりひとりが参加し、楽しみながら創っていく、市民参加型、「エコミュージアム」をつくりあげている。既存の資源を活用した市民講座や小学校の総合学習にも寄与している。</p>
<p>住みよい地域づくりにつながる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域を住みやすくするためのまちのルールをつくる活動 ・地域の為の安全で便利な交通の充実を図る活動 ・空洞化した市街地の再生をめざす活動 ・地域の再生をめざす活動 <p>など</p>	<p>畑まちづくり推進委員会</p>  <p>地域の活性化や休耕田畑の有効活用、南部丘陵の自然保護などのため、道路(里道)整備や、資源を活用した竹のイベントを開催し、地域の交流を図っている。</p>
<p>安心・安全なまちづくりにつながる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災・減災につながる活動 ・防災マップづくりなどの活動 ・子どもから高齢者まで、すべての市民が住みやすくなるための活動 <p>など</p>	<p>鴨谷台3YO苦楽部</p> <p>誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざすため、防災に関する活動に取り組んだ。</p> <p>防災訓練、大震災に関する施設の見学を行い、高齢化が進むこの街で、地域全体の共通の問題として、何が課題か、今後、すべきこと、伝えなければならないことを学んだ。</p> 
<p>既存公共施設などを活用し、賑わいの創出につながる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しく安全に、市民が憩える公園づくりなどの活動 ・公園や広場、河川敷などを有効活用するアイデアを生み出す活動 <p>など</p>	<p>いろいろの公園をめざす会</p>  <p>地域の公園を活動拠点とし、「花と緑」の美しいまちづくりをめざしている。花の世話は、根気と愛情のいる作業だが、苗が元気に育ち、公園に散歩に来る人が「綺麗ですね。」と声を掛けてくれ、保育園児などが遊びに来ると、気持ちが高まる。通る人にひまわりを差し上げ、押し花づくりをし、人のつながりが広がった。</p>

「応募のご案内」・「申請書・提案書」の配布場所

- ・財団法人堺市都市整備公社 まちづくり事業課
公社のホームページからダウンロードできます。
- ・堺市役所 市政情報センター
- ・堺市各区役所 市政情報コーナー

ご不明な点などがございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。
(電話、FAX、メール全て可)

問い合わせ先・提出先

財団法人堺市都市整備公社 まちづくり事業課
まちづくり事業係(担当 浦田、小森)

〒590-0077

堺市堺区中瓦町2丁3番24号 博愛ビル3階

午前9時00分～午後5時00分(土・日・祝除く)

TEL 072-222-4050

FAX 072-222-4063

E-mail machi@sakai-toshiseibi.or.jp

ホームページ <http://www.sakai-toshiseibi.or.jp/>

堺市役所北向い、1階は堺東観光案内所です。

駐車場はございませんので、できるだけ公共交通機関をご利用願います。

